

公布した条例一覧

令和7年

公布番号	条例名
38	杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
39	杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
40	杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
41	杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
42	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
43	杉並区学校教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月5日

杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区条例第38号

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例（令和7年杉並区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条を改め、同条を第7条とし、第3条の次に3条を加える改正規定中「100分の107.5」を「100分の108.75」に、「100分の100」を「100分の101.25」に、「100分の135」を「100分の136.25」に、「100分の92.5」を「100分の93.75」に改める。

附則の次に別表として2表を加える改正規定中

円 392,000
433,000
483,000
544,000
614,000
697,000
789,000

円 408,000
451,000
503,000
566,000
639,000
725,000
821,000

を

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>第4条中「第2条の」を「第2条各項の」に、「任期付職員」を「同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。</p> <p>第4条 略 (特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号。以下「給与条例」という。）第4条、第24条の2第1項及び第2項、第27条、第29条第2項、第30条第2項並びに第31条第1項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年杉並区条例第1号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第24条の2第1項及び第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」</p>	<p>第4条中「第2条の」を「第2条各項の」に、「任期付職員」を「同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。</p> <p>第4条 略 (特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)</p> <p>第5条 特定任期付職員に対する杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号。以下「給与条例」という。）第4条、第24条の2第1項及び第2項、第27条、第29条第2項、第30条第2項並びに第31条第1項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び杉並区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年杉並区条例第1号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第24条の2第1項及び第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」</p>

と、給与条例第27条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第29条第2項ただし書中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の108.75」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の101.25」と、給与条例第30条第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の136.25」とあるのは「特定任期付職員にあつては100分の93.75」と、給与条例第31条第1項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

第6条 略

と、給与条例第27条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第29条第2項ただし書中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100」と、給与条例第30条第2項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の135」とあるのは「特定任期付職員にあつては100分の92.5」と、給与条例第31条第1項中「第10条第1項の規定に基づき指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

第6条 略

給与改定の概要

杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																																		
給 料 表	別表第1 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差（14,860円、3.80%）を解消するため、給料月額を引き上げる。																																		
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	支給月数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">現 行</th> <th colspan="3">改 正</th> </tr> <tr> <th>期 末</th> <th>勤 勉</th> <th>合 計</th> <th>期 末</th> <th>勤 勉</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.0</td> <td>0.925</td> <td>1.925</td> <td><u>1.0125</u></td> <td><u>0.9375</u></td> <td><u>1.95</u></td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.0</td> <td>0.925</td> <td>1.925</td> <td><u>1.0125</u></td> <td><u>0.9375</u></td> <td><u>1.95</u></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.0</td> <td>1.85</td> <td>3.85</td> <td><u>2.025</u></td> <td><u>1.875</u></td> <td><u>3.90</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	現 行			改 正			期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計	6月期	1.0	0.925	1.925	<u>1.0125</u>	<u>0.9375</u>	<u>1.95</u>	12月期	1.0	0.925	1.925	<u>1.0125</u>	<u>0.9375</u>	<u>1.95</u>	合 計	2.0	1.85	3.85	<u>2.025</u>	<u>1.875</u>	<u>3.90</u>
区 分	現 行			改 正																															
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計																													
6月期	1.0	0.925	1.925	<u>1.0125</u>	<u>0.9375</u>	<u>1.95</u>																													
12月期	1.0	0.925	1.925	<u>1.0125</u>	<u>0.9375</u>	<u>1.95</u>																													
合 計	2.0	1.85	3.85	<u>2.025</u>	<u>1.875</u>	<u>3.90</u>																													
施 行 期 日	公布の日 (杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例(令和7年杉並区条例第34号)の施行期日 令和8年4月1日)																																		

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月5日

杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区条例第39号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区長等の給与等に関する条例（昭和32年杉並区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の211.5」を「100分の216.5」に改める。

別表第1区長の項中「1,123,000円」を「1,161,200円」に改め、同表副区長の項中「899,900円」を「930,500円」に改める。

第2条 杉並区長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の216.5」を「100分の214」に改める。

第3条 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年杉並区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の199」を「100分の204」に改める。

別表議長の項中「863,700円」を「893,100円」に改め、同表副議長の項中「781,600円」を「808,200円」に改め、同表委員長の項中「649,200円」を「671,300円」に改め、同表副委員長の項中「622,100円」を「643,300円」に改め、同表議員の項中「601,100円」を「621,500円」に改める。

第4条 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の204」を「100分の201.5」に改める。

第5条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和54年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「77万1,300円」を「79万7,500円」に改める。

第8条中「100分の211.5」を「100分の216.5」に改める。

第6条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条中「100分の216.5」を「100分の214」に改める。

第7条 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成3年杉並区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「69万3,700円」を「71万7,300円」に改め、同項第2号中「67万4,700円」を「69万7,600円」に改める。

第4条第4項中「100分の211.5」を「100分の216.5」に改める。

第8条 杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「100分の216.5」を「100分の214」に改める。

附 則

1 この条例は、令和7年12月11日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定（杉並区長等の給与等に関する条例（以下「区長等給与条例」という。）第5条の改正規定を除く。）による改正後の区長等給与条例の規定、第3条の規定（杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「議員報酬条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の議員報酬条例の規定、第5条の規定（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「教育長給与条例」という。）第8条の改正規定を除く。）による改正後の教育長給与条例の規定及び第7条の規定（杉並区監査委員の給与等に関する条例（以下「監査委員給与条例」という。）第4条第4項の改正規定を除く。）による改正後の監査委員給与条例の規定 令和7年11月1日

(2) 第1条の規定（区長等給与条例第5条の改正規定に限る。）による改正後の区長等給与条例の規定、第3条の規定（議員報酬条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の議員報酬条例の規定、第5条の規定（教育長給与条例第8条の改正規定に限る。）による改正後の教育長給与条例の規定及び第

7条の規定（監査委員給与条例第4条第4項の改正規定に限る。）による改正後の監査委員給与条例の規定 令和7年12月1日

3 第1条の規定による改正後の区長等給与条例の規定、第3条の規定による改正後の議員報酬条例の規定、第5条の規定による改正後の教育長給与条例の規定及び第7条の規定による改正後の監査委員給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の区長等給与条例の規定、第5条の規定による改正前の教育長給与条例の規定及び第7条の規定による改正前の監査委員給与条例の規定に基づいて支給された給与並びに第3条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された議員報酬及び期末手当は、第1条の規定による改正後の区長等給与条例の規定、第5条の規定による改正後の教育長給与条例の規定及び第7条の規定による改正後の監査委員給与条例の規定による給与並びに第3条の規定による改正後の議員報酬条例の規定による議員報酬及び期末手当の内払とみなす。

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の216.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の211.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

第2条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の214</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の216.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

第3条による改正（杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正）

新 条 例	旧 条 例
(期末手当)	(期末手当)
第8条 略	第8条 略
2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の204</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に <u>100分の199</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。
3及び4 略	3及び4 略

第4条による改正（杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
改正）

新 条 例	旧 条 例
(期末手当)	(期末手当)
第8条 略	第8条 略
2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分	2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分

の45を乗じて得た額の合計額に100分の201.5を乗じて得た額に、
基準日以前6月以内の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

の45を乗じて得た額の合計額に100分の204を乗じて得た額に、
基準日以前6月以内の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

第5条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(給料)	(給料)
第2条 教育長の給料の額は、月額 <u>79万7,500円</u> とする。	第2条 教育長の給料の額は、月額 <u>77万1,300円</u> とする。
(期末手当)	(期末手当)
第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の216.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。	第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の211.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略

第6条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(期末手当)	(期末手当)

第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の214を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(1)～(3) 略

第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の216.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

(1)～(3) 略

第7条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(給料及び報酬)	(給料及び報酬)
第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。	第2条 識見を有する者のうちから選任された監査委員で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、次のとおりとする。
(1) 代表監査委員 月額 <u>71万7,300円</u>	(1) 代表監査委員 月額 <u>69万3,700円</u>
(2) その他の監査委員 月額 <u>69万7,600円</u>	(2) その他の監査委員 月額 <u>67万4,700円</u>
2及び3 略	2及び3 略
(その他の給与)	(その他の給与)
第4条 略	第4条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の216.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額	4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に <u>100分の211.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額

とする。	とする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
5～8 略	5～8 略

第8条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(その他の給与)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の214</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5～8 略</p>	<p>(その他の給与)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の216.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>5～8 略</p>

給与改定等の概要

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

項目	改 正 内 容		
給 料 及 び 議 員 報 酬	職 名	現 行	改 正
	区 長	1,123,000 円	1,161,200 円
	副 区 長	899,900 円	930,500 円
	区 議 長	863,700 円	893,100 円
	副 議 長	781,600 円	808,200 円
	委 員 長	649,200 円	671,300 円
	副 委 員 長	622,100 円	643,300 円
	議 員	601,100 円	621,500 円
	教 育 長	771,300 円	797,500 円
	代表監査委員（常勤）	693,700 円	717,300 円
	その他の監査委員（常勤）	674,700 円	697,600 円
期 末 手 当	区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の支給月数		
	区分	現 行	第 1 条、第 5 条及び 第 7 条による改正 (令和 7 年度の支給月数)
	6 月 期	2.115	2.115
	12 月 期	2.115	2.14
	合 計	4.23	4.28
	区議会議員の支給月数		
	区分	現 行	第 3 条による改正 (令和 7 年度の支給月数)
	6 月 期	1.99	1.99
	12 月 期	1.99	2.04
	合 計	3.98	4.03
施 行 期 日 等	1 第 1 条、第 3 条、第 5 条及び第 7 条による給料及び議員報酬並びに期末手当に係る改正は令和 7 年 1 月 11 日から施行し、改正後の給料及び議員報酬に係る規定は同年 1 月 1 日から、期末手当に係る規定は同年 1 月 1 日から適用する。 2 第 2 条、第 4 条、第 6 条及び第 8 条による期末手当に係る改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。		

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月5日

杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区条例第40号

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「31万5,200円」を「32万6,900円」に改める。

第29条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項ただし書中「100分の107.5」を「100分の110」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の107.5」を「100分の110」に、「100分の61.25」を「100分の63.75」に改める。

第30条第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の66.25」を「100分の68.75」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

ア 行政職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	196,600	245,300	268,800	292,300	320,000	396,500
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	322,200	399,100
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	324,400	401,700
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	326,600	404,300
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	328,900	407,000
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	331,100	409,700
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	333,400	412,400
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	335,700	415,200
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	338,000	418,000
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	340,400	420,800
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	342,700	423,600
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	345,100	426,400
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	347,400	429,200
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	349,800	432,000
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	352,100	434,800
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	354,500	437,600
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	356,800	440,500
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	359,200	443,400
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	361,600	446,300
	20	217,600	267,900	301,100	329,500	363,900	449,200
	21	219,200	269,400	303,000	331,500	366,200	452,100
	22	220,800	270,900	304,800	333,500	368,700	455,100
	23	222,400	272,400	306,700	335,400	371,100	458,200
	24	224,000	273,900	308,600	337,400	373,500	461,200
	25	225,600	275,400	310,500	339,400	375,800	464,200
	26	227,300	276,900	312,800	341,800	378,200	466,900
	27	229,000	278,400	315,200	344,300	380,600	469,700
	28	230,700	279,900	317,600	346,800	383,000	472,400
	29	232,000	281,500	320,000	349,300	385,600	475,000
	30	232,900	283,600	321,900	351,400	388,400	477,600
	31	233,600	285,700	323,700	353,500	391,200	480,100
	32	234,300	287,800	325,500	355,500	394,000	482,500
	33	235,000	290,000	327,300	357,500	396,800	484,700
	34	235,800	291,400	329,100	359,500	399,300	486,800
	35	236,600	292,800	330,800	361,500	401,500	488,800
	36	237,500	294,200	332,500	363,500	403,800	490,900
	37	238,400	295,700	334,200	365,500	406,100	492,800
	38	239,300	297,100	336,000	367,500	408,400	494,500
	39	240,300	298,500	337,700	369,500	410,700	496,100
	40	241,200	299,900	339,400	371,400	412,900	497,700
	41	242,300	301,200	341,100	373,300	415,000	499,200
	42	243,400	302,500	342,800	375,200	417,300	500,700
	43	244,600	303,800	344,500	377,100	419,400	502,100
	44	245,800	305,100	346,200	378,900	421,500	503,500

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	45	247, 100	306, 400	347, 800	380, 700	423, 600	504, 800
	46	248, 200	307, 600	349, 400	382, 500	425, 500	506, 200
	47	249, 300	308, 900	351, 000	384, 300	427, 400	507, 400
	48	250, 500	310, 100	352, 700	386, 100	429, 200	508, 600
	49	251, 800	311, 400	354, 400	387, 900	431, 000	509, 700
	50	252, 900	312, 700	356, 000	389, 700	432, 600	510, 900
	51	254, 000	313, 900	357, 600	391, 600	434, 100	511, 900
	52	255, 200	315, 100	359, 200	393, 300	435, 400	512, 900
	53	256, 400	316, 300	360, 900	395, 000	436, 700	513, 900
	54	257, 500	317, 500	362, 500	396, 700	438, 100	514, 800
	55	258, 600	318, 700	364, 200	398, 400	439, 300	515, 700
	56	259, 800	319, 900	365, 800	399, 900	440, 300	516, 600
	57	261, 000	321, 100	367, 300	401, 400	441, 400	517, 400
	58	262, 100	322, 300	368, 900	402, 900	442, 500	518, 200
	59	263, 200	323, 400	370, 400	404, 400	443, 500	519, 000
	60	264, 300	324, 600	371, 900	405, 900	444, 400	519, 700
	61	265, 400	325, 800	373, 500	407, 300	445, 200	520, 400
	62	266, 500	327, 000	375, 100	408, 600	446, 000	521, 100
	63	267, 600	328, 200	376, 600	409, 900	446, 800	521, 700
	64	268, 700	329, 400	378, 100	411, 100	447, 600	522, 300
	65	269, 800	330, 500	379, 600	412, 200	448, 300	522, 900
	66	270, 900	331, 700	381, 100	413, 200	449, 000	523, 500
	67	272, 000	332, 900	382, 600	414, 200	449, 800	524, 000
	68	273, 100	334, 100	384, 000	415, 200	450, 500	524, 500
	69	274, 200	335, 200	385, 400	416, 200	451, 100	525, 000
	70	275, 300	336, 400	386, 700	417, 000	451, 800	525, 500
	71	276, 400	337, 600	388, 000	417, 900	452, 400	526, 000
	72	277, 500	338, 700	389, 200	418, 700	453, 000	526, 500
	73	278, 600	339, 900	390, 300	419, 500	453, 500	527, 000
	74	279, 700	341, 000	391, 300	420, 200	454, 000	527, 500
	75	280, 800	342, 100	392, 300	420, 900	454, 500	528, 000
	76	281, 900	343, 100	393, 200	421, 600	455, 100	528, 500
	77	283, 000	344, 100	394, 200	422, 300	455, 700	529, 000
	78	284, 100	345, 100	395, 100	422, 900	456, 300	529, 500
	79	285, 200	346, 000	396, 000	423, 600	456, 900	530, 000
	80	286, 300	346, 900	396, 700	424, 200	457, 300	530, 500
	81	287, 300	347, 600	397, 500	424, 800	457, 800	531, 000
	82	288, 400	348, 400	398, 300	425, 300	458, 300	531, 500
	83	289, 500	349, 100	399, 000	425, 800	458, 800	532, 000
	84	290, 500	349, 800	399, 600	426, 300	459, 300	532, 500
	85	291, 600	350, 300	400, 300	426, 800	459, 800	533, 000
	86	292, 700	350, 900	400, 900	427, 200	460, 300	533, 500
	87	293, 800	351, 500	401, 500	427, 700	460, 700	534, 000
	88	294, 800	352, 000	402, 000	428, 200	461, 200	534, 500
	89	295, 900	352, 600	402, 500	428, 600	461, 700	535, 000
	90	297, 000	353, 200	403, 000	429, 100	462, 200	
	91	298, 000	353, 800	403, 500	429, 600	462, 700	
	92	299, 100	354, 300	404, 000	430, 000	463, 200	

93	300, 200	354, 800	404, 500	430, 400	463, 600	
94	301, 300	355, 300	405, 000	430, 900	464, 100	
95	302, 400	355, 800	405, 500	431, 400	464, 600	
96	303, 400	356, 300	406, 000	431, 800	465, 100	
97	304, 400	356, 800	406, 400	432, 200	465, 600	
98	305, 500	357, 200	406, 800	432, 600	466, 100	
99	306, 600	357, 700	407, 300	433, 000	466, 600	
100	307, 700	358, 200	407, 800	433, 400	467, 100	
101	308, 600	358, 700	408, 300	433, 800	467, 600	
102	309, 600	359, 100	408, 800	434, 200	468, 100	
103	310, 600	359, 600	409, 300	434, 600	468, 600	
104	311, 500	360, 100	409, 700	435, 000	469, 100	
105	312, 400	360, 600	410, 100	435, 400	469, 600	
106	313, 300	361, 000	410, 500	435, 800	470, 100	
107	314, 200	361, 400	410, 900	436, 200	470, 600	
108	315, 100	361, 800	411, 300	436, 600	471, 100	
109	315, 900	362, 200	411, 700	437, 000	471, 600	
110	316, 700	362, 600	412, 100	437, 400		
111	317, 400	363, 000	412, 500	437, 800		
112	318, 100	363, 400	412, 900	438, 200		
113	318, 700	363, 800	413, 300	438, 600		
114	319, 400	364, 200	413, 700	439, 000		
115	320, 000	364, 600	414, 100	439, 400		
116	320, 600	365, 000	414, 500	439, 800		
117	321, 100	365, 400	414, 900	440, 200		
118	321, 600	365, 800	415, 300	440, 600		
119	322, 000	366, 200	415, 700	441, 000		
120	322, 400	366, 600	416, 100	441, 400		
121	322, 700	367, 000	416, 500	441, 800		
122	323, 100		416, 900	442, 200		
123	323, 500		417, 300	442, 600		
124	323, 900		417, 700	443, 000		
125	324, 300		418, 100	443, 400		
126	324, 600		418, 500	443, 800		
127	325, 000		418, 900	444, 200		
128	325, 400		419, 300	444, 600		
129	325, 800		419, 700	445, 000		
130	326, 200		420, 100			
131	326, 600		420, 500			
132	327, 000		420, 900			
133	327, 300		421, 300			
134	327, 700					
135	328, 000					
136	328, 300					
137	328, 600					
138	328, 900					
139	329, 200					
140	329, 500					

	141	329,800					
	142	330,100					
	143	330,400					
	144	330,700					
	145	331,000					
	146	331,300					
	147	331,600					
	148	331,900					
	149	332,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		209,700	246,200	286,500	306,100	331,100	401,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

イ 行政職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	178,900 円	238,400 円	254,700 円	262,200 円
	2	179,600	239,200	256,300	263,900
	3	180,300	240,500	257,900	265,500
	4	181,000	241,900	259,500	267,300
	5	181,700	243,200	261,200	269,000
	6	182,400	244,500	262,700	270,700
	7	183,100	245,800	264,400	272,400
	8	183,800	247,200	266,000	274,200
	9	184,500	248,600	267,700	275,900
	10	185,200	250,400	269,600	277,700
	11	185,900	252,300	271,700	279,400
	12	186,600	254,100	273,800	281,200
	13	187,300	256,000	275,600	282,800
	14	188,300	257,300	277,500	284,500
	15	189,300	258,500	279,000	286,200
	16	190,300	259,800	280,600	288,000
	17	191,300	261,100	282,100	289,700
	18	192,200	262,300	283,700	291,500
	19	193,000	263,600	285,100	293,100
	20	193,900	264,800	286,600	294,900
	21	194,900	266,000	288,100	296,700
	22	195,900	267,100	289,600	298,700
	23	196,700	268,300	291,100	300,900
	24	197,600	269,400	292,600	303,100
	25	198,500	270,600	294,000	305,300
	26	199,500	271,600	295,500	307,100
	27	200,500	272,800	297,000	309,000
	28	201,500	273,800	298,400	310,700
	29	202,500	275,000	299,800	312,500
	30	203,600	276,100	301,200	314,200
	31	204,800	277,200	302,600	316,000
	32	206,000	278,200	304,000	317,700
	33	207,100	279,300	305,500	319,400
	34	208,300	280,400	306,900	321,200
	35	209,900	281,400	308,300	322,900
	36	211,400	282,500	309,600	324,600
	37	212,600	283,500	311,100	326,300
	38	213,500	284,600	312,500	327,900
	39	214,100	285,600	313,900	329,600
	40	214,700	286,600	315,300	331,200
	41	215,400	287,700	316,600	332,700
	42	216,100	288,700	318,000	334,300
	43	216,800	289,800	319,300	335,900
	44	217,700	290,900	320,600	337,500

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	45	218, 500	292, 000	322, 000	339, 000
	46	219, 300	292, 900	323, 300	340, 600
	47	220, 200	294, 000	324, 600	342, 300
	48	221, 100	295, 000	325, 900	343, 700
	49	222, 100	296, 000	327, 200	345, 200
	50	223, 100	297, 000	328, 500	346, 700
	51	224, 200	298, 100	329, 800	348, 200
	52	225, 300	299, 100	331, 000	349, 500
	53	226, 500	300, 100	332, 200	350, 800
	54	227, 500	301, 100	333, 300	352, 100
	55	228, 500	302, 100	334, 500	353, 400
	56	229, 600	303, 000	335, 500	354, 800
	57	230, 800	303, 800	336, 400	356, 000
	58	231, 800	304, 700	337, 300	357, 100
	59	232, 800	305, 500	338, 200	358, 300
	60	233, 900	306, 300	338, 900	359, 300
	61	235, 000	306, 900	339, 800	360, 300
	62	236, 000	307, 600	340, 600	361, 100
	63	237, 000	308, 300	341, 400	362, 000
	64	238, 100	308, 900	342, 000	362, 900
	65	239, 200	309, 300	342, 600	363, 800
	66	240, 200	309, 800	343, 300	364, 500
	67	241, 200	310, 400	343, 900	365, 200
	68	242, 200	310, 800	344, 500	365, 900
	69	243, 200	311, 300	345, 100	366, 600
	70	244, 200	311, 900	345, 600	367, 300
	71	245, 300	312, 400	346, 100	367, 900
	72	246, 300	312, 800	346, 500	368, 500
	73	247, 300	313, 300	347, 000	369, 100
	74	248, 300	313, 700	347, 400	369, 600
	75	249, 300	314, 200	347, 800	370, 200
	76	250, 300	314, 600	348, 200	370, 800
	77	251, 300	315, 100	348, 700	371, 300
	78	252, 300	315, 400	349, 100	371, 700
	79	253, 300	315, 800	349, 500	372, 100
	80	254, 300	316, 300	350, 000	372, 600
	81	255, 300	316, 700	350, 300	373, 000
	82	256, 300	317, 100	350, 700	373, 400
	83	257, 400	317, 500	351, 100	373, 800
	84	258, 400	318, 000	351, 500	374, 200
	85	259, 400	318, 400	352, 000	374, 600
	86	260, 400	318, 800	352, 400	375, 000
	87	261, 400	319, 100	352, 800	375, 500
	88	262, 400	319, 500	353, 200	375, 800
	89	263, 300	319, 800	353, 500	376, 200
	90	264, 300	320, 200	353, 900	376, 600
	91	265, 300	320, 500	354, 200	377, 000
	92	266, 200	320, 900	354, 500	377, 400

	93	267, 300	321, 200	354, 900	377, 700
	94	268, 300	321, 600	355, 200	378, 100
	95	269, 300	321, 900	355, 600	378, 400
	96	270, 200	322, 300	355, 900	378, 800
	97	271, 200	322, 600	356, 300	379, 100
	98	272, 200	323, 000	356, 600	379, 500
	99	273, 100	323, 400	357, 000	379, 800
	100	274, 100	323, 700	357, 300	380, 200
	101	275, 100	324, 100	357, 600	380, 500
	102	276, 100	324, 500	358, 000	380, 900
	103	277, 100	324, 900	358, 300	381, 200
	104	278, 100	325, 300	358, 700	381, 600
	105	279, 000	325, 700	359, 000	381, 900
	106	280, 000	326, 100	359, 400	382, 300
	107	281, 000	326, 500	359, 700	382, 600
	108	282, 000	326, 900	360, 100	383, 000
	109	282, 800	327, 300	360, 400	383, 300
	110	283, 700	327, 600	360, 700	383, 700
	111	284, 700	327, 900	361, 100	384, 000
	112	285, 500	328, 200	361, 400	384, 400
	113	286, 300	328, 500	361, 800	384, 700
	114	287, 100	328, 800	362, 100	385, 100
	115	288, 000	329, 100	362, 500	385, 400
	116	288, 800	329, 400	362, 800	385, 800
	117	289, 500	329, 700	363, 200	386, 100
	118	290, 300	330, 000	363, 600	386, 500
	119	290, 900	330, 300	364, 000	386, 800
	120	291, 500	330, 600	364, 400	387, 200
	121	292, 100	330, 900	364, 800	387, 500
	122	292, 700	331, 100	365, 200	
	123	293, 300	331, 300	365, 600	
	124	293, 800	331, 500	366, 000	
	125	294, 300	331, 700	366, 400	
	126	294, 700	331, 900	366, 800	
	127	295, 100	332, 100	367, 200	
	128	295, 500	332, 300	367, 600	
	129	295, 800	332, 500	368, 000	
	130	296, 100	332, 700	368, 400	
	131	296, 500	332, 900	368, 800	
	132	296, 900	333, 100	369, 200	
	133	297, 200	333, 300	369, 600	
	134	297, 500	333, 400	370, 000	
	135	297, 900	333, 500	370, 400	
	136	298, 200	333, 600	370, 800	
	137	298, 600	333, 700	371, 200	
	138	299, 000	333, 800	371, 600	
	139	299, 300	333, 900	372, 000	
	140	299, 700	334, 000	372, 400	

	141	300,000	334,100	372,800	
	142	300,300	334,200	373,200	
	143	300,600	334,300	373,600	
	144	300,900	334,400	374,000	
	145	301,200	334,500	374,400	
	146	301,400	334,600	374,800	
	147	301,700	334,700	375,200	
	148	302,000	334,800	375,600	
	149	302,300	334,900	376,000	
	150	302,500		376,400	
	151	302,800		376,800	
	152	303,100		377,200	
	153	303,400		377,600	
	154	303,600		377,900	
	155	303,900		378,200	
	156	304,200		378,500	
	157	304,500		378,800	
	158	304,800			
	159	305,100			
	160	305,400			
	161	305,700			
	162	306,000			
	163	306,300			
	164	306,600			
	165	306,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		224,600	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第2（第5条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
	1	260,000 円	363,500 円	445,000 円
	2	262,400	366,900	447,800
	3	264,700	370,700	450,600
	4	266,700	374,100	453,400
	5	269,000	377,800	456,400
	6	271,400	381,300	459,100
	7	273,300	385,000	461,900
	8	275,900	388,300	464,600
	9	278,200	392,100	467,300
	10	281,100	396,200	470,000
	11	284,200	400,300	472,700
	12	287,100	404,300	475,400
	13	290,200	408,200	478,200
	14	294,300	412,000	480,900
	15	298,300	415,700	483,700
	16	302,000	419,300	486,300
	17	305,700	422,900	488,800
	18	309,300	425,700	491,300
	19	312,600	428,300	494,100
	20	316,200	430,800	496,700
	21	319,800	433,500	499,400
	22	323,100	436,000	502,100
	23	326,300	438,700	504,700
	24	329,400	441,100	507,100
	25	332,500	443,300	509,900
	26	335,800	445,600	512,500
	27	338,700	447,900	514,800
	28	342,000	450,300	517,200
	29	345,100	452,900	519,700
	30	348,300	455,000	522,100
	31	351,400	457,600	524,100
	32	354,700	460,000	526,300
	33	357,400	462,300	528,400
	34	360,700	464,700	530,700
	35	363,500	466,600	532,900
	36	366,200	468,500	535,300
	37	369,400	470,400	537,100
	38	372,600	472,200	538,900
	39	375,900	474,500	540,900
	40	378,300	476,400	542,800
	41	380,900	478,400	545,000
	42	383,600	480,200	546,300
	43	386,100	482,100	547,900
	44	388,100	483,700	549,600

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	390, 300	485, 300	551, 300
	46	392, 600	487, 000	552, 300
	47	395, 100	488, 500	553, 600
	48	397, 400	490, 000	554, 700
	49	399, 400	491, 500	556, 000
	50	400, 800	492, 800	557, 200
	51	401, 800	494, 100	558, 400
	52	403, 000	495, 300	559, 500
	53	404, 100	496, 400	560, 600
	54	405, 300	497, 400	561, 600
	55	406, 600	498, 200	562, 600
	56	407, 800	499, 000	563, 500
	57	408, 800	499, 900	564, 400
	58	410, 200	500, 500	565, 300
	59	410, 900	501, 500	566, 200
	60	411, 900	502, 500	567, 200
	61	412, 500	503, 300	568, 200
	62	413, 200	503, 900	569, 100
	63	413, 700	504, 700	570, 200
	64	414, 400	505, 500	571, 200
	65	415, 100	506, 000	572, 200
	66	415, 700	506, 800	573, 200
	67	416, 100	507, 400	574, 200
	68	416, 800	508, 100	575, 200
	69	417, 200	508, 600	576, 200
	70	417, 600	509, 100	577, 200
	71	418, 200	509, 400	578, 200
	72	418, 800	509, 900	579, 100
	73	419, 200	510, 400	580, 100
	74	419, 600	510, 900	581, 100
	75	420, 000	511, 300	582, 000
	76	420, 600	511, 700	582, 900
	77	421, 100	512, 100	583, 900
	78	421, 500	512, 400	584, 800
	79	422, 000	512, 800	585, 700
	80	422, 400	513, 300	586, 600
	81	423, 000	513, 800	587, 500
	82	423, 300	514, 200	588, 300
	83	423, 600	514, 600	589, 200
	84	424, 100	515, 100	590, 000
	85	424, 900	515, 700	590, 800
	86	425, 300	516, 300	591, 600
	87	425, 900	516, 800	592, 400
	88	426, 500	517, 200	593, 100
	89	426, 800	517, 700	593, 900
	90	427, 200	518, 300	594, 600
	91	427, 700	518, 800	595, 400
	92	428, 100	519, 300	596, 200

	93	428, 500	519, 800	596, 900
	94	428, 800	520, 400	597, 700
	95	429, 200	520, 900	598, 400
	96	429, 700	521, 400	599, 100
	97	430, 200	521, 900	599, 800
	98	430, 600	522, 400	600, 500
	99	431, 100	522, 900	601, 200
	100	431, 500	523, 500	601, 900
	101	431, 900	524, 000	602, 600
	102	432, 300	524, 500	603, 400
	103	432, 700	525, 000	604, 000
	104	433, 200	525, 600	604, 600
	105	433, 700	526, 100	605, 400
	106	434, 200		606, 100
	107	434, 700		606, 900
	108	435, 200		607, 600
	109	435, 600		608, 200
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 312, 600	円 377, 200	円 441, 400

備考 この表は、医師、歯科医師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	197,300	246,700	269,300	292,800	320,000
	2	198,300	247,600	270,700	294,500	322,200
	3	199,300	248,500	272,100	296,300	324,400
	4	200,200	249,500	273,500	298,100	326,600
	5	201,200	250,500	275,000	300,100	328,900
	6	202,300	251,500	276,600	302,000	331,100
	7	203,300	252,500	278,200	303,900	333,400
	8	204,300	253,500	279,800	305,900	335,700
	9	205,300	254,500	281,500	307,900	338,000
	10	206,500	255,600	283,200	309,800	340,400
	11	207,700	256,700	285,000	311,800	342,700
	12	208,800	257,800	286,700	313,800	345,100
	13	209,900	258,900	288,400	315,800	347,400
	14	211,100	260,100	290,100	317,800	349,800
	15	212,300	261,400	291,900	319,800	352,100
	16	213,600	262,700	293,800	321,800	354,500
	17	215,000	264,100	295,700	323,700	356,800
	18	216,500	265,500	297,500	325,600	359,200
	19	218,100	266,900	299,400	327,600	361,600
	20	219,700	268,300	301,300	329,600	363,900
	21	221,300	269,800	303,200	331,600	366,200
	22	222,800	271,300	305,000	333,600	368,700
	23	224,300	272,800	306,900	335,500	371,100
	24	225,800	274,300	308,800	337,500	373,500
	25	227,200	275,800	310,700	339,500	375,800
	26	228,700	277,300	313,000	341,900	378,200
	27	230,200	278,800	315,400	344,400	380,600
	28	231,800	280,300	317,800	346,900	383,000
	29	233,100	281,900	320,200	349,400	385,600
	30	234,000	284,000	322,000	351,500	388,400
	31	234,800	286,100	323,700	353,600	391,200
	32	235,600	288,200	325,500	355,600	394,000
	33	236,500	290,300	327,400	357,600	396,800
	34	237,400	291,600	329,100	359,600	399,300
	35	238,300	293,000	330,800	361,600	401,500
	36	239,300	294,400	332,500	363,600	403,800
	37	240,200	295,900	334,300	365,600	406,100
	38	241,000	297,300	336,000	367,600	408,400
	39	241,900	298,600	337,700	369,500	410,700
	40	242,900	299,900	339,400	371,400	412,900
	41	243,900	301,300	341,100	373,300	415,000
	42	244,800	302,500	342,800	375,200	417,300

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	43	245,800	303,800	344,500	377,100	419,400
	44	246,800	305,100	346,200	378,900	421,500
	45	247,700	306,500	347,800	380,700	423,600
	46	248,900	307,700	349,400	382,500	425,500
	47	250,100	309,000	351,000	384,300	427,400
	48	251,300	310,200	352,700	386,100	429,200
	49	252,700	311,500	354,400	387,900	431,000
	50	254,000	312,800	356,000	389,700	432,600
	51	255,200	314,000	357,600	391,600	434,100
	52	256,400	315,200	359,200	393,300	435,400
	53	257,600	316,400	360,900	395,000	436,700
	54	258,800	317,500	362,500	396,700	438,100
	55	259,800	318,700	364,200	398,400	439,300
	56	261,000	319,900	365,800	399,900	440,300
	57	262,100	321,100	367,300	401,400	441,400
	58	263,300	322,300	368,900	402,900	442,500
	59	264,400	323,400	370,400	404,400	443,500
	60	265,400	324,600	371,900	405,900	444,400
	61	266,400	325,800	373,500	407,300	445,200
	62	267,600	327,000	375,100	408,600	446,000
	63	268,600	328,200	376,600	409,900	446,800
	64	269,600	329,400	378,100	411,100	447,600
	65	270,700	330,500	379,600	412,200	448,300
	66	271,900	331,700	381,100	413,200	449,000
	67	272,900	332,900	382,600	414,200	449,800
	68	274,000	334,100	384,000	415,200	450,500
	69	275,000	335,200	385,400	416,200	451,100
	70	276,100	336,400	386,700	417,000	451,800
	71	277,100	337,600	388,000	417,900	452,400
	72	278,200	338,700	389,200	418,700	453,000
	73	279,300	339,900	390,300	419,500	453,500
	74	280,500	341,000	391,300	420,200	454,000
	75	281,500	342,100	392,300	420,900	454,500
	76	282,600	343,100	393,200	421,600	455,100
	77	283,600	344,100	394,200	422,300	455,700
	78	284,800	345,100	395,100	422,900	456,300
	79	285,900	346,000	396,000	423,600	456,900
	80	286,900	346,900	396,700	424,200	457,300
	81	287,800	347,600	397,500	424,800	457,800
	82	288,800	348,400	398,300	425,300	458,300
	83	289,800	349,100	399,000	425,800	458,800
	84	290,800	349,800	399,600	426,300	459,300
	85	292,000	350,300	400,300	426,800	459,800
	86	293,100	350,900	400,900	427,200	460,300
	87	294,100	351,500	401,500	427,700	460,700
	88	295,100	352,000	402,000	428,200	461,200

89	296, 200	352, 600	402, 500	428, 600	461, 700
90	297, 300	353, 200	403, 000	429, 100	462, 200
91	298, 200	353, 800	403, 500	429, 600	462, 700
92	299, 300	354, 300	404, 000	430, 000	463, 200
93	300, 400	354, 800	404, 500	430, 400	463, 600
94	301, 500	355, 300	405, 000	430, 900	464, 100
95	302, 500	355, 800	405, 500	431, 400	464, 600
96	303, 500	356, 300	406, 000	431, 800	465, 100
97	304, 500	356, 800	406, 400	432, 200	465, 600
98	305, 600	357, 200	406, 800	432, 600	466, 100
99	306, 700	357, 700	407, 300	433, 000	466, 600
100	307, 700	358, 200	407, 800	433, 400	467, 100
101	308, 600	358, 700	408, 300	433, 800	467, 600
102	309, 600	359, 100	408, 800	434, 200	468, 100
103	310, 600	359, 600	409, 300	434, 600	468, 600
104	311, 500	360, 100	409, 700	435, 000	469, 100
105	312, 400	360, 600	410, 100	435, 400	469, 600
106	313, 300	361, 000	410, 500	435, 800	470, 100
107	314, 200	361, 400	410, 900	436, 200	470, 600
108	315, 100	361, 800	411, 300	436, 600	471, 100
109	315, 900	362, 200	411, 700	437, 000	471, 600
110	316, 700	362, 600	412, 100	437, 400	
111	317, 400	363, 000	412, 500	437, 800	
112	318, 100	363, 400	412, 900	438, 200	
113	318, 700	363, 800	413, 300	438, 600	
114	319, 400	364, 200	413, 700	439, 000	
115	320, 000	364, 600	414, 100	439, 400	
116	320, 600	365, 000	414, 500	439, 800	
117	321, 100	365, 400	414, 900	440, 200	
118	321, 600		415, 300		
119	322, 000		415, 700		
120	322, 400		416, 100		
121	322, 700		416, 500		
122	323, 100		416, 900		
123	323, 500		417, 300		
124	323, 900		417, 700		
125	324, 300		418, 100		
126	324, 600		418, 500		
127	325, 000		418, 900		
128	325, 400		419, 300		
129	325, 800		419, 700		
130	326, 200		420, 100		
131	326, 600		420, 500		
132	327, 000		420, 900		
133	327, 300		421, 300		
134	327, 700				

	135	328,000				
	136	328,300				
	137	328,600				
	138	328,900				
	139	329,200				
	140	329,500				
	141	329,800				
	142	330,100				
	143	330,400				
	144	330,700				
	145	331,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		212,300	248,000	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	208,100	250,800	270,400	293,100	320,000
	2	209,400	251,400	271,700	294,900	322,200
	3	210,600	252,000	273,000	296,700	324,400
	4	211,800	252,600	274,300	298,400	326,600
	5	213,000	253,400	275,700	300,100	328,900
	6	214,300	254,100	277,200	302,000	331,100
	7	215,600	254,800	278,800	303,900	333,400
	8	216,800	255,600	280,400	305,900	335,700
	9	218,000	256,400	282,100	307,900	338,000
	10	219,300	257,200	283,800	309,900	340,400
	11	220,600	258,100	285,600	311,900	342,700
	12	221,900	259,000	287,300	314,000	345,100
	13	223,200	260,000	289,000	315,800	347,400
	14	224,400	261,200	290,700	318,000	349,800
	15	225,700	262,400	292,400	320,100	352,100
	16	226,900	263,700	294,300	322,000	354,500
	17	228,100	265,100	296,200	323,800	356,800
	18	229,200	266,500	298,000	325,900	359,200
	19	230,300	267,900	299,900	327,800	361,600
	20	231,400	269,200	301,700	329,600	363,900
	21	232,500	270,600	303,500	331,800	366,200
	22	234,100	272,000	305,300	333,900	368,700
	23	235,600	273,400	307,200	336,000	371,100
	24	237,100	274,900	309,100	338,100	373,500
	25	238,300	276,400	311,000	340,100	375,800
	26	238,900	277,900	313,300	342,500	378,200
	27	239,600	279,400	315,700	345,000	380,600
	28	240,200	280,800	318,100	347,500	383,000
	29	240,700	282,300	320,500	350,000	385,600
	30	241,200	284,500	322,300	352,000	388,400
	31	241,700	286,700	324,000	354,000	391,200
	32	242,400	288,800	325,800	356,000	394,000
	33	243,100	290,600	327,600	358,000	396,800
	34	243,600	292,000	329,400	360,000	399,300
	35	244,100	293,600	331,000	362,000	401,500
	36	244,700	295,200	332,600	364,000	403,800
	37	245,500	296,700	334,400	365,900	406,100
	38	246,200	298,100	336,000	367,800	408,400
	39	246,900	299,400	337,700	369,700	410,700
	40	247,700	300,700	339,500	371,600	412,900
	41	248,700	301,900	341,200	373,500	415,000
	42	249,700	303,200	342,800	375,400	417,300
	43	250,700	304,400	344,500	377,200	419,400
	44	251,900	305,700	346,200	378,900	421,500
	45	253,100	306,900	347,900	380,700	423,600
	46	254,500	308,100	349,400	382,500	425,500

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	47	255,900	309,300	351,000	384,300	427,400
	48	257,200	310,400	352,700	386,100	429,200
	49	258,300	311,700	354,400	387,900	431,000
	50	259,600	312,900	356,000	389,700	432,600
	51	260,600	314,100	357,600	391,600	434,100
	52	261,800	315,300	359,200	393,300	435,400
	53	262,800	316,400	360,900	395,000	436,700
	54	264,100	317,600	362,500	396,700	438,100
	55	265,300	318,700	364,200	398,400	439,300
	56	266,200	319,900	365,800	399,900	440,300
	57	267,100	321,100	367,300	401,400	441,400
	58	268,400	322,300	368,900	402,900	442,500
	59	269,500	323,400	370,400	404,400	443,500
	60	270,400	324,600	371,900	405,900	444,400
	61	271,400	325,800	373,500	407,300	445,200
	62	272,500	327,000	375,100	408,600	446,000
	63	273,500	328,200	376,600	409,900	446,800
	64	274,600	329,400	378,100	411,100	447,600
	65	275,700	330,500	379,600	412,200	448,300
	66	276,800	331,700	381,100	413,200	449,000
	67	277,900	332,900	382,600	414,200	449,800
	68	278,900	334,100	384,000	415,200	450,500
	69	280,000	335,200	385,400	416,200	451,100
	70	280,900	336,400	386,700	417,000	451,800
	71	281,900	337,600	388,000	417,900	452,400
	72	283,100	338,700	389,200	418,700	453,000
	73	284,300	339,900	390,300	419,500	453,500
	74	285,300	341,000	391,300	420,200	454,000
	75	286,200	342,100	392,300	420,900	454,500
	76	287,300	343,100	393,200	421,600	455,100
	77	288,500	344,100	394,200	422,300	455,700
	78	289,400	345,100	395,100	422,900	456,300
	79	290,400	346,000	396,000	423,600	456,900
	80	291,500	346,900	396,700	424,200	457,300
	81	292,600	347,600	397,500	424,800	457,800
	82	293,600	348,400	398,300	425,300	458,300
	83	294,500	349,100	399,000	425,800	458,800
	84	295,600	349,800	399,600	426,300	459,300
	85	296,700	350,300	400,300	426,800	459,800
	86	297,700	350,900	400,900	427,200	460,300
	87	298,700	351,500	401,500	427,700	460,700
	88	299,800	352,000	402,000	428,200	461,200
	89	300,800	352,600	402,500	428,600	461,700
	90	301,700	353,200	403,000	429,100	462,200
	91	302,700	353,800	403,500	429,600	462,700
	92	303,700	354,300	404,000	430,000	463,200
	93	304,700	354,800	404,500	430,400	463,600
	94	305,700	355,300	405,000	430,900	464,100
	95	306,700	355,800	405,500	431,400	464,600
	96	307,700	356,300	406,000	431,800	465,100

97	308,600	356,800	406,400	432,200	465,600
98	309,600	357,200	406,800	432,600	466,100
99	310,600	357,700	407,300	433,000	466,600
100	311,500	358,200	407,800	433,400	467,100
101	312,400	358,700	408,300	433,800	467,600
102	313,300	359,100	408,800	434,200	468,100
103	314,200	359,600	409,300	434,600	468,600
104	315,100	360,100	409,700	435,000	469,100
105	315,900	360,600	410,100	435,400	469,600
106	316,700	361,000	410,500	435,800	470,100
107	317,400	361,400	410,900	436,200	470,600
108	318,100	361,800	411,300	436,600	471,100
109	318,700	362,200	411,700	437,000	471,600
110	319,400	362,600	412,100	437,400	
111	320,000	363,000	412,500	437,800	
112	320,600	363,400	412,900	438,200	
113	321,100	363,800	413,300	438,600	
114	321,600	364,200	413,700	439,000	
115	322,000	364,600	414,100	439,400	
116	322,400	365,000	414,500	439,800	
117	322,700	365,400	414,900	440,200	
118	323,100		415,300		
119	323,500		415,700		
120	323,900		416,100		
121	324,300		416,500		
122	324,600		416,900		
123	325,000		417,300		
124	325,400		417,700		
125	325,800		418,100		
126	326,200		418,500		
127	326,600		418,900		
128	327,000		419,300		
129	327,300		419,700		
130	327,700		420,100		
131	328,000		420,500		
132	328,300		420,900		
133	328,600		421,300		
134	328,900				
135	329,200				
136	329,500				
137	329,800				
138	330,100				
139	330,400				
140	330,700				
141	331,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額				
	円 216,700	円 249,300	円 286,300	円 305,700	円 331,100

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

第2条 杉並区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項ただし書中「100分の110」を「100分の108.75」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の110」を「100分の108.75」に、「100分の63.75」を「100分の62.5」に改める。

第30条第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に、「100分の68.75」を「100分の67.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年12月11日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（第29条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の杉並区職員の給与に関する条例の規定
令和7年4月1日
 - (2) 第1条の規定（第29条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区職員の給与に関する条例の規定
令和7年12月1日
- 3 令和7年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の杉並区職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の同条の規定による改正後の杉並区職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定

める。

- 4 施行日から令和8年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(初任給調整手当)	(初任給調整手当)
第11条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める期間を経過した日）から1年を経過することにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。	第11条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める期間を経過した日）から1年を経過することにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。
(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>32万6,900円</u>	(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>31万5,200円</u>
(2)及び(3) 略	(2)及び(3) 略
2及び3 略	2及び3 略
(期末手当)	(期末手当)

第29条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の127.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の110を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の63.75」とする。

4及び5 略

(勤勉手当)

第30条 略

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の120（第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の137.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第29条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の125を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4及び5 略

(勤勉手当)

第30条 略

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の135）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の117.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の57.5</u> 」と、「 <u>100分の135</u> 」とあるのは「 <u>100分の66.25</u> 」とする。
4～6 略	4～6 略

第2条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(期末手当) 第29条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の108.75</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の108.75</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4及び5 略	(期末手当) 第29条 略 2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の63.75</u> 」とする。 4及び5 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の118.75

(第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の136.25) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の118.75」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の136.25」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～6 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の120

(第10条第1項の規定に基づき指定する職員にあつては100分の137.5) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の60」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～6 略

給与改定の概要

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目	改正内容																																																																																																																																																																																																								
給料表 行政職給料表(一) 行政職給料表(二) 医療職給料表(一) 医療職給料表(二) 医療職給料表(三)	<p>別表第1及び別表第2 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差(14,860円、3.80%)を解消するため、給料月額を引き上げる。</p>																																																																																																																																																																																																								
初任給調整手当	<p>医師及び歯科医師に係る手当額(月額)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>現行</th> <th>改正</th> </tr> <tr> <td>最大 315,200円</td> <td>最大 326,900円</td> </tr> </table>	現行	改正	最大 315,200円	最大 326,900円																																																																																																																																																																																																				
現行	改正																																																																																																																																																																																																								
最大 315,200円	最大 326,900円																																																																																																																																																																																																								
期末手当 及び 勤勉手当	<p>職員の支給月数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">現行</th> <th colspan="3">第1条による改正 (令和7年度の支給月数)</th> <th colspan="3">第2条による改正 (令和8年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月期</td> <td>1.25</td> <td>1.175</td> <td>2.425</td> <td>1.25</td> <td>1.175</td> <td>2.425</td> <td>1.2625</td> <td>1.1875</td> <td>2.45</td> </tr> <tr> <td>12ヶ月期</td> <td>1.25</td> <td>1.175</td> <td>2.425</td> <td>1.275</td> <td>1.20</td> <td>2.475</td> <td>1.2625</td> <td>1.1875</td> <td>2.45</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.50</td> <td>2.35</td> <td>4.85</td> <td>2.525</td> <td>2.375</td> <td>4.90</td> <td>2.525</td> <td>2.375</td> <td>4.90</td> </tr> </tbody> </table> <p>管理職員の支給月数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">現行</th> <th colspan="3">第1条による改正 (令和7年度の支給月数)</th> <th colspan="3">第2条による改正 (令和8年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月期</td> <td>1.075</td> <td>1.35</td> <td>2.425</td> <td>1.075</td> <td>1.35</td> <td>2.425</td> <td>1.0875</td> <td>1.3625</td> <td>2.45</td> </tr> <tr> <td>12ヶ月期</td> <td>1.075</td> <td>1.35</td> <td>2.425</td> <td>1.10</td> <td>1.375</td> <td>2.475</td> <td>1.0875</td> <td>1.3625</td> <td>2.45</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.15</td> <td>2.70</td> <td>4.85</td> <td>2.175</td> <td>2.725</td> <td>4.90</td> <td>2.175</td> <td>2.725</td> <td>4.90</td> </tr> </tbody> </table> <p>定年前再任用短時間勤務職員(暫定再任用職員を含む。)の支給月数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">現行</th> <th colspan="3">第1条による改正 (令和7年度の支給月数)</th> <th colspan="3">第2条による改正 (令和8年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月期</td> <td>0.70</td> <td>0.575</td> <td>1.275</td> <td>0.70</td> <td>0.575</td> <td>1.275</td> <td>0.7125</td> <td>0.5875</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>12ヶ月期</td> <td>0.70</td> <td>0.575</td> <td>1.275</td> <td>0.725</td> <td>0.60</td> <td>1.325</td> <td>0.7125</td> <td>0.5875</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.40</td> <td>1.15</td> <td>2.55</td> <td>1.425</td> <td>1.175</td> <td>2.60</td> <td>1.425</td> <td>1.175</td> <td>2.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>定年前再任用短時間勤務管理職員(暫定再任用管理職員を含む。)の支給月数</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="3">現行</th> <th colspan="3">第1条による改正 (令和7年度の支給月数)</th> <th colspan="3">第2条による改正 (令和8年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月期</td> <td>0.6125</td> <td>0.6625</td> <td>1.275</td> <td>0.6125</td> <td>0.6625</td> <td>1.275</td> <td>0.625</td> <td>0.675</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>12ヶ月期</td> <td>0.6125</td> <td>0.6625</td> <td>1.275</td> <td>0.6375</td> <td>0.6875</td> <td>1.325</td> <td>0.625</td> <td>0.675</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.225</td> <td>1.325</td> <td>2.55</td> <td>1.25</td> <td>1.35</td> <td>2.60</td> <td>1.25</td> <td>1.35</td> <td>2.60</td> </tr> </tbody> </table>		現行			第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)			区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6ヶ月期	1.25	1.175	2.425	1.25	1.175	2.425	1.2625	1.1875	2.45	12ヶ月期	1.25	1.175	2.425	1.275	1.20	2.475	1.2625	1.1875	2.45	合計	2.50	2.35	4.85	2.525	2.375	4.90	2.525	2.375	4.90		現行			第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)			区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6ヶ月期	1.075	1.35	2.425	1.075	1.35	2.425	1.0875	1.3625	2.45	12ヶ月期	1.075	1.35	2.425	1.10	1.375	2.475	1.0875	1.3625	2.45	合計	2.15	2.70	4.85	2.175	2.725	4.90	2.175	2.725	4.90		現行			第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)			区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6ヶ月期	0.70	0.575	1.275	0.70	0.575	1.275	0.7125	0.5875	1.30	12ヶ月期	0.70	0.575	1.275	0.725	0.60	1.325	0.7125	0.5875	1.30	合計	1.40	1.15	2.55	1.425	1.175	2.60	1.425	1.175	2.60		現行			第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)			区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6ヶ月期	0.6125	0.6625	1.275	0.6125	0.6625	1.275	0.625	0.675	1.30	12ヶ月期	0.6125	0.6625	1.275	0.6375	0.6875	1.325	0.625	0.675	1.30	合計	1.225	1.325	2.55	1.25	1.35	2.60	1.25	1.35	2.60
	現行			第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)																																																																																																																																																																																																		
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																																																																
6ヶ月期	1.25	1.175	2.425	1.25	1.175	2.425	1.2625	1.1875	2.45																																																																																																																																																																																																
12ヶ月期	1.25	1.175	2.425	1.275	1.20	2.475	1.2625	1.1875	2.45																																																																																																																																																																																																
合計	2.50	2.35	4.85	2.525	2.375	4.90	2.525	2.375	4.90																																																																																																																																																																																																
	現行			第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)																																																																																																																																																																																																		
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																																																																
6ヶ月期	1.075	1.35	2.425	1.075	1.35	2.425	1.0875	1.3625	2.45																																																																																																																																																																																																
12ヶ月期	1.075	1.35	2.425	1.10	1.375	2.475	1.0875	1.3625	2.45																																																																																																																																																																																																
合計	2.15	2.70	4.85	2.175	2.725	4.90	2.175	2.725	4.90																																																																																																																																																																																																
	現行			第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)																																																																																																																																																																																																		
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																																																																
6ヶ月期	0.70	0.575	1.275	0.70	0.575	1.275	0.7125	0.5875	1.30																																																																																																																																																																																																
12ヶ月期	0.70	0.575	1.275	0.725	0.60	1.325	0.7125	0.5875	1.30																																																																																																																																																																																																
合計	1.40	1.15	2.55	1.425	1.175	2.60	1.425	1.175	2.60																																																																																																																																																																																																
	現行			第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)																																																																																																																																																																																																		
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																																																																
6ヶ月期	0.6125	0.6625	1.275	0.6125	0.6625	1.275	0.625	0.675	1.30																																																																																																																																																																																																
12ヶ月期	0.6125	0.6625	1.275	0.6375	0.6875	1.325	0.625	0.675	1.30																																																																																																																																																																																																
合計	1.225	1.325	2.55	1.25	1.35	2.60	1.25	1.35	2.60																																																																																																																																																																																																

施行期日等	<p>1 第1条による給料表、初任給調整手当並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は令和7年12月11日から施行し、改正後の給料表及び初任給調整手当に係る規定は同年4月1日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。</p> <p>2 第2条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>3 給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整を行うことができる等とする。</p>
-------	---

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
を公布する。

令和7年12月5日

杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区条例第41号

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年杉並
区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第16条の2第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改
める。

第30条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第30条の2第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に改
める。

第2条 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

第16条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に
改める。

第16条の2第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に
改める。

第30条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に
改める。

第30条の2第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に
改める。

附 則

1 この条例は、令和7年12月11日から施行する。ただし、第2条の規定は、

令和8年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)	(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)
第16条 略	第16条 略
2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に <u>100分の12</u> <u>7.5</u> を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に <u>100分の12</u> <u>5</u> を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3及び4 略 (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)	3及び4 略 (フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)
第16条の2 略	第16条の2 略
2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に <u>100分の12</u> <u>0</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に <u>100分の11</u> <u>7.5</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3及び4 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)	3及び4 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)
第30条 略	第30条 略

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3及び4 略 (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)	3及び4 略 (パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)
第30条の2 略	第30条の2 略
2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に <u>100分の117.5</u> を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3及び4 略	3及び4 略

第2条による改正（杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）
第16条 略	第16条 略
2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、規則等で	2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、規則等で

定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の2 略

2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に100分の118.75を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 略

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の126.25を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第30条の2 略

2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に10

定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の2 略

2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に100分の12
0を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第30条 略

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の127.5を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第30条の2 略

2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に10

0分の118.75を乗じて得た額
に、勤務成績に応じて規則等で定める
支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

0分の120を乗じて得た額
に、勤務成績に応じて規則等で定める
支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

給与改定の概要

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月5日

杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区条例第42号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項ただし書中「100分の107.5」を「100分の110」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の107.5」を「100分の110」に、「100分の61.25」を「100分の63.75」に改める。

第30条第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の66.25」を「100分の68.75」に改める。

第31条第2項中「応じて」を「応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	222,000 円	298,200 円	341,400 円	376,000 円
	2	223,800	300,200	343,200	378,600
	3	225,600	302,100	345,100	381,200
	4	227,700	303,800	347,000	383,800
	5	229,900	305,900	348,900	386,400
	6	231,800	307,700	350,600	389,000
	7	233,700	309,100	352,700	391,500
	8	235,500	310,500	354,500	393,900
	9	237,800	312,200	356,400	396,300
	10	239,700	313,800	358,300	398,200
	11	241,700	315,500	360,300	400,100
	12	244,000	317,100	362,100	402,000
	13	245,800	318,500	363,900	404,100
	14	247,600	320,200	365,600	406,000
	15	249,300	322,000	367,600	407,700
	16	250,700	323,400	369,600	409,700
	17	252,300	324,800	371,600	411,800
	18	253,900	327,100	374,000	413,600
	19	255,100	329,400	376,500	415,200
	20	256,800	331,700	379,000	416,600
	21	258,000	334,000	381,500	418,300
	22	259,000	335,500	383,100	419,800
	23	260,200	337,400	385,000	421,200
	24	261,300	339,300	386,900	422,400
	25	262,600	341,100	388,700	423,700
	26	263,300	342,900	390,300	425,000
	27	264,600	344,500	392,100	426,200
	28	265,800	346,000	393,700	427,400
	29	267,100	347,800	395,300	428,500
	30	268,500	349,300	396,900	429,400
	31	269,500	350,900	398,400	430,400
	32	271,000	352,400	399,900	431,400

	33	272, 300	354, 100	401, 500	432, 300
	34	273, 700	355, 700	402, 900	433, 100
	35	274, 900	357, 400	404, 400	434, 000
	36	276, 400	359, 200	405, 400	434, 700
	37	277, 600	360, 400	406, 400	435, 400
	38	279, 000	361, 900	407, 600	436, 200
	39	280, 200	363, 500	408, 600	436, 800
	40	281, 600	365, 000	409, 400	437, 600
	41	283, 200	366, 000	410, 300	438, 400
	42	284, 400	367, 300	411, 200	439, 100
	43	286, 000	368, 600	412, 200	439, 900
	44	287, 500	369, 700	413, 000	440, 600
	45	289, 100	370, 700	413, 700	441, 300
	46	290, 600	371, 900	414, 300	441, 900
	47	292, 000	373, 100	415, 100	442, 600
	48	293, 500	374, 200	415, 800	443, 200
	49	294, 700	375, 300	416, 500	443, 600
	50	296, 200	376, 400	417, 100	444, 300
	51	297, 600	377, 400	417, 800	444, 900
	52	299, 000	378, 500	418, 600	445, 400
	53	300, 700	379, 500	419, 300	445, 900
	54	302, 000	380, 500	420, 100	446, 500
	55	303, 300	381, 300	420, 900	447, 000
	56	305, 000	382, 200	421, 600	447, 600
	57	306, 900	383, 000	422, 100	448, 200
	58	308, 800	383, 800	422, 800	448, 700
	59	310, 800	384, 600	423, 400	449, 300
	60	312, 700	385, 400	424, 100	449, 900
	61	314, 700	386, 100	424, 700	450, 400
	62	316, 200	386, 900	425, 300	450, 900
	63	318, 000	387, 700	425, 900	451, 400
	64	319, 700	388, 300	426, 500	452, 000
	65	321, 600	389, 100	427, 000	452, 400
	66	323, 100	389, 900	427, 500	452, 900
	67	324, 800	390, 500	428, 100	453, 400
	68	326, 300	391, 300	428, 700	453, 800

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	69	328,000	392,100	429,300	454,300
	70	329,600	392,700	429,800	454,800
	71	331,100	393,400	430,400	455,300
	72	332,600	394,300	431,000	455,800
	73	334,000	395,100	431,500	456,200
	74	335,500	395,800	432,100	456,700
	75	337,000	396,400	432,600	457,200
	76	338,600	397,100	433,200	457,700
	77	340,000	397,700	433,600	458,100
	78	341,400	398,300	434,100	458,500
	79	342,700	398,800	434,600	459,000
	80	344,000	399,400	435,100	459,500
	81	345,300	400,000	435,500	460,000
	82	346,500	400,500	436,000	460,500
	83	347,700	401,100	436,500	461,000
	84	348,800	401,700	437,000	461,400
	85	350,000	402,300	437,400	461,900
	86	351,200	402,800	437,800	462,300
	87	352,500	403,300	438,300	462,700
	88	353,600	403,900	438,800	463,100
	89	354,700	404,400	439,300	463,400
	90	355,800	404,800	439,700	463,700
	91	357,000	405,400	440,200	464,100
	92	358,100	405,900	440,700	464,500
	93	359,100	406,400	441,100	464,900
	94	360,100	407,000	441,500	465,300
	95	361,000	407,500	441,900	465,700
	96	361,900	408,000	442,300	466,100
	97	362,900	408,400	442,700	466,400
	98	363,800	408,900	443,000	466,700
	99	364,600	409,400	443,400	467,100
	100	365,300	409,900	443,800	467,500
	101	366,000	410,400	444,200	467,900
	102	366,700	410,900	444,600	
	103	367,400	411,400	445,000	
	104	367,900	411,900	445,400	

	105	368, 500	412, 400	445, 700	
	106	369, 000	413, 000	446, 100	
	107	369, 500	413, 500	446, 500	
	108	370, 100	414, 000	446, 900	
	109	370, 800	414, 400	447, 200	
	110	371, 300	414, 800	447, 600	
	111	371, 800	415, 300	448, 000	
	112	372, 300	415, 900	448, 400	
	113	372, 800	416, 400	448, 700	
	114	373, 300	416, 800		
	115	373, 800	417, 200		
	116	374, 300	417, 600		
	117	374, 700	418, 000		
	118	375, 100	418, 400		
	119	375, 600	418, 800		
	120	376, 100	419, 200		
	121	376, 600	419, 600		
	122	377, 100	420, 000		
	123	377, 600	420, 400		
	124	378, 000	420, 800		
	125	378, 400	421, 200		
	126	378, 700	421, 600		
	127	379, 100	422, 000		
	128	379, 500	422, 400		
	129	379, 800	422, 700		
	130	380, 000			
	131	380, 400			
	132	380, 800			
	133	381, 300			
	134	381, 600			
	135	382, 000			
	136	382, 400			
	137	382, 800			
	138	383, 200			
	139	383, 600			
	140	384, 000			

	141	384, 300			
	142	384, 700			
	143	385, 100			
	144	385, 400			
	145	385, 900			
	146	386, 300			
	147	386, 700			
	148	387, 100			
	149	387, 500			
	150	387, 900			
	151	388, 300			
	152	388, 700			
	153	389, 100			
	154	389, 500			
	155	389, 900			
	156	390, 300			
	157	390, 700			
	158	391, 100			
	159	391, 500			
	160	391, 900			
	161	392, 300			
	162	392, 700			
	163	393, 100			
	164	393, 500			
	165	393, 900			
	166	394, 300			
	167	394, 600			
	168	395, 000			
	169	395, 400			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		244, 200	285, 300	310, 000	349, 500

第2条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項ただし書中「100分の110」を「100分の108.75」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の110」を「100分の108.75」に、「100分の63.75」を「100分の62.5」に改める。

第30条第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に、「100分の68.75」を「100分の67.5」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年12月11日から施行する。ただし、第1条の規定（第31条第2項の改正規定に限る。）は令和8年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（別表第1の改正規定に限る。）による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 令和7年4月1日
 - (2) 第1条の規定（第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 令和7年12月1日
- 3 令和7年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった幼稚園教育職員（以下「職員」という。）及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の同条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定

による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

- 4 施行日から令和8年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

第1条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(期末手当)	(期末手当)
第27条 略	第27条 略
2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の63.75</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の61.25</u> 」とする。
4～6 略	4～6 略
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第30条 略	第30条 略
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の120（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の137.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の60」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～7 略

（義務教育等教員特別手当）

第31条 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

3 略

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の135）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」とする。

4～7 略

（義務教育等教員特別手当）

第31条 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて

、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

3 略

第2条による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(期末手当)	(期末手当)
第27条 略	第27条 略
2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の108.75</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の108.75</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の63.75</u> 」とする。
4～6 略	4～6 略
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第30条 略	第30条 略
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の1</u>	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の1</u>

18. 75 (第10条の規定に基づき
管理職手当の支給を受ける職員にあつ
ては100分の136.25) を乗じ
て得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する
前項の規定の適用については、同項
中「100分の118.75」とある
のは「100分の58.75」と、
「100分の136.25」とあるの
は「100分の67.5」とする。

4～7 略

20 (第10条の規定に基づき
管理職手当の支給を受ける職員にあつ
ては100分の137.5) を乗じ
て得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する
前項の規定の適用については、同項
中「100分の120」とある
のは「100分の60」と、
「100分の137.5」とあるの
は「100分の68.75」とする。

4～7 略

給与改定の概要

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																																																																																																																																																																																																								
給 料 表	<p>別表第1 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差（14,860円、3.80%）を解消するため、給料月額を引き上げる。</p>																																																																																																																																																																																																								
期末手当 及 び 勤 勉 手 当	<p>職員の支給月数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">現 行</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">第1条による改正 (令和7年度の支給月数)</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">第2条による改正 (令和8年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.25</td> <td>1.175</td> <td>2.425</td> <td>1.25</td> <td>1.175</td> <td>2.425</td> <td>1.2625</td> <td>1.1875</td> <td>2.45</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.25</td> <td>1.175</td> <td>2.425</td> <td>1.275</td> <td>1.20</td> <td>2.475</td> <td>1.2625</td> <td>1.1875</td> <td>2.45</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.50</td> <td>2.35</td> <td>4.85</td> <td>2.525</td> <td>2.375</td> <td>4.90</td> <td>2.525</td> <td>2.375</td> <td>4.90</td> </tr> </tbody> </table> <p>管理職員の支給月数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">現 行</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">第1条による改正 (令和7年度の支給月数)</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">第2条による改正 (令和8年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.075</td> <td>1.35</td> <td>2.425</td> <td>1.075</td> <td>1.35</td> <td>2.425</td> <td>1.0875</td> <td>1.3625</td> <td>2.45</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.075</td> <td>1.35</td> <td>2.425</td> <td>1.10</td> <td>1.375</td> <td>2.475</td> <td>1.0875</td> <td>1.3625</td> <td>2.45</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2.15</td> <td>2.70</td> <td>4.85</td> <td>2.175</td> <td>2.725</td> <td>4.90</td> <td>2.175</td> <td>2.725</td> <td>4.90</td> </tr> </tbody> </table> <p>定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）の支給月数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">現 行</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">第1条による改正 (令和7年度の支給月数)</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">第2条による改正 (令和8年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>0.70</td> <td>0.575</td> <td>1.275</td> <td>0.70</td> <td>0.575</td> <td>1.275</td> <td>0.7125</td> <td>0.5875</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>0.70</td> <td>0.575</td> <td>1.275</td> <td>0.725</td> <td>0.60</td> <td>1.325</td> <td>0.7125</td> <td>0.5875</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1.40</td> <td>1.15</td> <td>2.55</td> <td>1.425</td> <td>1.175</td> <td>2.60</td> <td>1.425</td> <td>1.175</td> <td>2.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>定年前再任用短時間勤務管理職員（暫定再任用管理職員を含む。）の支給月数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">現 行</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">第1条による改正 (令和7年度の支給月数)</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">第2条による改正 (令和8年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>0.6125</td> <td>0.6625</td> <td>1.275</td> <td>0.6125</td> <td>0.6625</td> <td>1.275</td> <td>0.625</td> <td>0.675</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>0.6125</td> <td>0.6625</td> <td>1.275</td> <td>0.6375</td> <td>0.6875</td> <td>1.325</td> <td>0.625</td> <td>0.675</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1.225</td> <td>1.325</td> <td>2.55</td> <td>1.25</td> <td>1.35</td> <td>2.60</td> <td>1.25</td> <td>1.35</td> <td>2.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>施行期日等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第1条による給料表並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は令和7年1月11日から施行し、改正後の給料表に係る規定は同年4月1日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。 2 第2条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和8年4月1日から施行する。 3 給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整を行うことができる等とする。 	現 行				第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)			区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	1.25	1.175	2.425	1.25	1.175	2.425	1.2625	1.1875	2.45	12月期	1.25	1.175	2.425	1.275	1.20	2.475	1.2625	1.1875	2.45	合 計	2.50	2.35	4.85	2.525	2.375	4.90	2.525	2.375	4.90	現 行				第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)			区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	1.075	1.35	2.425	1.075	1.35	2.425	1.0875	1.3625	2.45	12月期	1.075	1.35	2.425	1.10	1.375	2.475	1.0875	1.3625	2.45	合 計	2.15	2.70	4.85	2.175	2.725	4.90	2.175	2.725	4.90	現 行				第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)			区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	0.70	0.575	1.275	0.70	0.575	1.275	0.7125	0.5875	1.30	12月期	0.70	0.575	1.275	0.725	0.60	1.325	0.7125	0.5875	1.30	合 計	1.40	1.15	2.55	1.425	1.175	2.60	1.425	1.175	2.60	現 行				第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)			区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	0.6125	0.6625	1.275	0.6125	0.6625	1.275	0.625	0.675	1.30	12月期	0.6125	0.6625	1.275	0.6375	0.6875	1.325	0.625	0.675	1.30	合 計	1.225	1.325	2.55	1.25	1.35	2.60	1.25	1.35	2.60
現 行				第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)																																																																																																																																																																																																		
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																																																																
6月期	1.25	1.175	2.425	1.25	1.175	2.425	1.2625	1.1875	2.45																																																																																																																																																																																																
12月期	1.25	1.175	2.425	1.275	1.20	2.475	1.2625	1.1875	2.45																																																																																																																																																																																																
合 計	2.50	2.35	4.85	2.525	2.375	4.90	2.525	2.375	4.90																																																																																																																																																																																																
現 行				第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)																																																																																																																																																																																																		
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																																																																
6月期	1.075	1.35	2.425	1.075	1.35	2.425	1.0875	1.3625	2.45																																																																																																																																																																																																
12月期	1.075	1.35	2.425	1.10	1.375	2.475	1.0875	1.3625	2.45																																																																																																																																																																																																
合 計	2.15	2.70	4.85	2.175	2.725	4.90	2.175	2.725	4.90																																																																																																																																																																																																
現 行				第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)																																																																																																																																																																																																		
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																																																																
6月期	0.70	0.575	1.275	0.70	0.575	1.275	0.7125	0.5875	1.30																																																																																																																																																																																																
12月期	0.70	0.575	1.275	0.725	0.60	1.325	0.7125	0.5875	1.30																																																																																																																																																																																																
合 計	1.40	1.15	2.55	1.425	1.175	2.60	1.425	1.175	2.60																																																																																																																																																																																																
現 行				第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)																																																																																																																																																																																																		
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																																																																
6月期	0.6125	0.6625	1.275	0.6125	0.6625	1.275	0.625	0.675	1.30																																																																																																																																																																																																
12月期	0.6125	0.6625	1.275	0.6375	0.6875	1.325	0.625	0.675	1.30																																																																																																																																																																																																
合 計	1.225	1.325	2.55	1.25	1.35	2.60	1.25	1.35	2.60																																																																																																																																																																																																

杉並区学校教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年12月5日

杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区条例第43号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項ただし書中「100分の107.5」を「100分の110」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に、「100分の107.5」を「100分の110」に、「100分の61.25」を「100分の63.75」に改める。

第32条第2項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の120」に、「100分の57.5」を「100分の60」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の66.25」を「100分の68.75」に改める。

第33条第2項中「7,950円」を「1万950円」に、「応じて」を「応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

附則に次の1項を加える。

10 次の表の左欄に掲げる期間における別表第2の備考の規定の適用については、同備考中「2万4,800円」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで

4,100円

令和9年1月1日から同年12月31日まで	8, 300円
令和10年1月1日から同年12月31日まで	1万2, 400円
令和11年1月1日から同年12月31日まで	1万6, 500円
令和12年1月1日から同年12月31日まで	2万700円

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

学校教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	203,700	241,600	296,600	318,600	375,300
	2	205,100	243,900	298,400	320,400	377,400
	3	206,600	246,100	300,100	322,200	379,500
	4	208,100	248,300	301,800	324,000	381,600
	5	209,600	250,500	303,500	325,900	383,700
	6	211,500	252,700	305,300	327,700	385,700
	7	213,400	254,900	307,000	329,500	387,600
	8	215,300	257,100	308,700	331,300	389,400
	9	217,200	259,300	310,400	333,200	391,200
	10	219,300	261,100	312,200	335,200	393,000
	11	221,400	262,800	314,000	337,300	394,900
	12	223,600	264,500	315,800	339,400	396,800
	13	225,700	266,200	317,500	341,500	398,700
	14	228,100	268,000	319,300	343,600	400,500
	15	230,500	269,800	321,100	345,800	402,300
	16	232,900	271,500	322,900	348,000	404,200
	17	235,300	273,200	324,700	350,100	406,100
	18	237,800	275,100	326,600	351,900	407,900
	19	240,300	277,000	328,600	353,700	409,800
	20	242,800	278,800	330,600	355,400	411,600
	21	245,300	280,600	332,600	357,100	413,400
	22	246,100	282,200	334,400	358,900	415,300
	23	246,800	283,700	336,200	360,600	417,100
	24	247,500	285,200	337,900	362,300	418,900
	25	248,200	286,600	339,600	364,000	420,700
	26	249,000	288,100	341,300	365,800	422,500
	27	249,800	289,600	343,000	367,500	424,300
	28	250,500	291,000	344,700	369,200	426,100
	29	251,200	292,400	346,300	370,900	427,900
	30	252,000	293,800	347,900	372,600	429,700
	31	252,800	295,300	349,600	374,300	431,500
	32	253,600	296,800	351,200	376,000	433,300
	33	254,300	298,200	352,800	377,700	435,100
	34	255,200	299,700	354,400	379,400	436,900
	35	256,100	301,100	356,100	381,100	438,700
	36	256,900	302,500	357,700	382,800	440,400
	37	257,700	303,900	359,300	384,500	442,100
	38	258,600	305,300	360,900	386,200	443,900
	39	259,500	306,700	362,500	387,900	445,600
	40	260,400	308,100	364,100	389,600	447,300
	41	261,200	309,400	365,700	391,300	449,000
	42	262,300	310,800	367,200	393,000	450,700
	43	263,400	312,200	368,700	394,600	452,400
	44	264,500	313,600	370,200	396,200	454,100

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	45	265,600	314,900	371,700	397,800	455,700
	46	266,500	316,300	373,200	399,400	457,400
	47	267,400	317,700	374,700	401,000	459,100
	48	268,300	319,000	376,200	402,500	460,800
	49	269,100	320,300	377,700	404,000	462,400
	50	270,000	321,700	379,200	405,500	464,000
	51	270,900	323,000	380,700	407,000	465,600
	52	271,700	324,300	382,200	408,500	467,100
	53	272,500	325,600	383,600	410,000	468,600
	54	273,400	327,000	385,000	411,400	470,000
	55	274,200	328,300	386,500	412,800	471,400
	56	275,000	329,600	387,900	414,200	472,800
	57	275,800	330,900	389,300	415,600	474,200
	58	276,600	332,300	390,600	416,900	475,500
	59	277,400	333,600	391,900	418,200	476,800
	60	278,200	334,900	393,200	419,500	478,100
	61	279,000	336,200	394,400	420,700	479,400
	62	279,800	337,500	395,500	421,900	480,600
	63	280,600	338,800	396,500	423,200	481,700
	64	281,400	340,000	397,500	424,400	482,700
	65	282,100	341,200	398,400	425,600	483,700
	66	282,900	342,400	399,300	426,800	484,600
	67	283,700	343,600	400,100	428,000	485,500
	68	284,400	344,800	400,900	429,200	486,300
	69	285,100	345,900	401,600	430,300	487,100
	70	285,900	347,000	402,400	431,400	488,000
	71	286,600	348,100	403,100	432,500	488,800
	72	287,300	349,100	403,800	433,600	489,500
	73	288,000	350,100	404,400	434,700	490,200
	74	288,800	351,100	405,000	435,700	490,800
	75	289,500	352,100	405,500	436,700	491,400
	76	290,200	353,100	406,000	437,700	491,900
	77	290,900	354,000	406,400	438,600	492,400
	78	291,600	354,900	406,900	439,500	492,900
	79	292,300	355,800	407,300	440,400	493,400
	80	293,000	356,700	407,700	441,300	493,900
	81	293,700	357,500	408,100	442,100	494,400
	82	294,400	358,300	408,600	442,900	494,900
	83	295,100	359,000	409,000	443,700	495,400
	84	295,800	359,700	409,400	444,400	495,900
	85	296,400	360,400	409,700	445,000	496,400
	86	297,100	361,100	410,100	445,500	496,900
	87	297,800	361,700	410,500	445,900	497,400
	88	298,400	362,200	410,900	446,300	497,900
	89	299,000	362,700	411,300	446,700	498,400
	90	299,700	363,200	411,700	447,200	498,900
	91	300,300	363,800	412,100	447,600	499,400
	92	300,900	364,300	412,500	448,000	499,900

93	301, 500	364, 800	412, 900	448, 300	500, 400
94	302, 100	365, 300	413, 300	448, 700	500, 900
95	302, 700	365, 800	413, 700	449, 100	501, 400
96	303, 300	366, 300	414, 100	449, 500	501, 900
97	303, 900	366, 800	414, 500	449, 900	502, 400
98	304, 600	367, 300	414, 900	450, 300	502, 900
99	305, 200	367, 800	415, 300	450, 700	503, 400
100	305, 700	368, 200	415, 700	451, 100	503, 900
101	306, 200	368, 600	416, 100	451, 500	504, 400
102	306, 900	369, 100	416, 500	451, 900	
103	307, 500	369, 500	416, 900	452, 300	
104	308, 000	369, 900	417, 300	452, 700	
105	308, 500	370, 300	417, 700	453, 100	
106	309, 000	370, 700	418, 100	453, 500	
107	309, 600	371, 100	418, 500	453, 900	
108	310, 100	371, 500	418, 900	454, 300	
109	310, 600	371, 800	419, 200	454, 700	
110	311, 100	372, 200	419, 600	455, 100	
111	311, 600	372, 500	419, 900	455, 500	
112	312, 100	372, 800	420, 300	455, 900	
113	312, 600	373, 100	420, 700	456, 300	
114	313, 100	373, 500	421, 100	456, 700	
115	313, 600	373, 800	421, 500	457, 100	
116	314, 000	374, 100	421, 900	457, 500	
117	314, 400	374, 400	422, 200	457, 900	
118	314, 900	374, 800	422, 600	458, 300	
119	315, 300	375, 100	422, 900	458, 700	
120	315, 700	375, 400	423, 300	459, 100	
121	316, 100	375, 700	423, 700	459, 500	
122	316, 500	376, 100	424, 100	459, 900	
123	316, 900	376, 400	424, 400	460, 300	
124	317, 300	376, 700	424, 800	460, 700	
125	317, 600	377, 000	425, 200	461, 100	
126	318, 000	377, 400	425, 600	461, 500	
127	318, 300	377, 700	426, 000	461, 900	
128	318, 600	378, 000	426, 400	462, 300	
129	318, 900	378, 300	426, 700	462, 700	
130	319, 300	378, 700	427, 100	463, 100	
131	319, 600	379, 000	427, 500	463, 500	
132	319, 900	379, 300	427, 900	463, 900	
133	320, 200	379, 600	428, 200	464, 300	
134	320, 500	380, 000	428, 600		
135	320, 900	380, 300	429, 000		
136	321, 200	380, 600	429, 400		
137	321, 500	380, 900	429, 700		
138	321, 900	381, 300	430, 100		
139	322, 200	381, 600	430, 500		
140	322, 500	381, 900	430, 800		

	141	322, 800	382, 200	431, 100		
	142	323, 200	382, 500	431, 500		
	143	323, 500	382, 800	431, 900		
	144	323, 800	383, 100	432, 200		
	145	324, 100	383, 400	432, 500		
	146	324, 500	383, 700	432, 900		
	147	324, 800	384, 000	433, 300		
	148	325, 100	384, 300	433, 600		
	149	325, 400	384, 600	433, 900		
	150	325, 800	384, 900			
	151	326, 100	385, 200			
	152	326, 400	385, 500			
	153	326, 700	385, 800			
	154	327, 000	386, 100			
	155	327, 300	386, 400			
	156	327, 600	386, 700			
	157	327, 900	387, 000			
	158	328, 200	387, 300			
	159	328, 500	387, 600			
	160	328, 800	387, 900			
	161	329, 100	388, 200			
	162	329, 400	388, 500			
	163	329, 700	388, 800			
	164	330, 000	389, 100			
	165	330, 300	389, 400			
	166	330, 600	389, 700			
	167	330, 900	390, 000			
	168	331, 200	390, 300			
	169	331, 500	390, 600			
	170		390, 900			
	171		391, 200			
	172		391, 500			
	173		391, 800			
	174		392, 100			
	175		392, 400			
	176		392, 700			
	177		393, 000			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		231, 800	272, 300	291, 700	310, 700	342, 900

別表第2に備考として次のように加える。

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額は、この表の額に2万4,800円を加算した額とする。

第2条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項ただし書中「100分の110」を「100分の108.75」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の110」を「100分の108.75」に、「100分の63.75」を「100分の62.5」に改める。

第32条第2項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の118.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に、「100分の137.5」を「100分の136.25」に、「100分の68.75」を「100分の67.5」に改める。

第3条 杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成19年杉並区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「100分の4」を「100分の10」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

附 則

- 1 この条例は、令和7年12月11日から施行する。ただし、第1条の規定（杉並区学校教育職員の給与に関する条例第33条第2項の改正規定、附則に1項を加える改正規定及び別表第2に備考を加える改正規定に限る。）及び第3条の規定は令和8年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定（杉並区学校教育職員の給与に関する条例別表第2の改正規定（同表に備考を加える改正規定を除く。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和7年4月1日）
 - (2) 第1条の規定（杉並区学校教育職員の給与に関する条例第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項及び第3項の改正規定に限る。）による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和7年12月1日
- 3 令和7年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった学校教育職員（以下「職員」という。）及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定める職員の改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。
- 4 施行日から令和8年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づい

て支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(期末手当)	(期末手当)
第29条 略	第29条 略
2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の63.75</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の61.25</u> 」とする。
4～6 略	4～6 略
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第32条 略	第32条 略
2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額	2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の120（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の137.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の60」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～7 略

（義務教育等教員特別手当）

第33条 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、1万950円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

3 略

附 則

1～9 略

とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の135）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」とする。

4～7 略

（義務教育等教員特別手当）

第33条 略

2 義務教育等教員特別手当の月額は、7,950円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じて

、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

3 略

附 則

1～9 略

10 次の表の左欄に掲げる期間における別表第2の備考の規定の適用については、同備考中「2万4,800円」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

第2条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(期末手当)	(期末手当)
第29条 略	第29条 略
2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の108.75</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の108.75</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の110</u> 」とあるのは「 <u>100分の63.75</u> 」とする。
4～6 略	4～6 略
(勤勉手当)	(勤勉手当)

第32条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の118.75（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員については100分の136.25）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の118.75」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の136.25」とあるのは「100分の67.5」とする。

4～7 略

第32条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の120（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員については100分の137.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の60」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～7 略

第3条による改正（杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

新

条

例

旧

条

例

(教職調整額の支給等)

第3条 職員のうちその属する職務の級が4級以下である者には、その者の給料月額の100分の10に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項に規定する者のうち、特別区人

(教職調整額の支給等)

第3条 職員のうちその属する職務の級が4級以下である者には、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項に規定する者のうち、特別区人

事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める者には、同項の規定にかかわらず、その者の給料月額の100分の10に相当する額の範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額の教職調整額を支給する。

3 及び4 略

附 則

1 及び2 略

3 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める者には、同項の規定にかかわらず、その者の給料月額の100分の4に相当する額の範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額の教職調整額を支給する。

3 及び4 略

附 則

1 及び2 略

給与改定の概要

杉並区学校教育職員の給与に関する条例及び杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

項目	改正内容																																																																																																																																																																																																								
給料表	<p>別表第2 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差（13,580円、3.24%）を解消するため、給料月額を引き上げる。</p>																																																																																																																																																																																																								
期末手当 及び 勤勉手当	<p>職員の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">現行</th> <th colspan="3">第1条による改正 (令和7年度の支給月数)</th> <th colspan="3">第2条による改正 (令和8年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td><td>1.25</td><td>1.175</td><td>2.425</td><td>1.25</td><td>1.175</td><td>2.425</td><td>1.2625</td><td>1.1875</td><td>2.45</td></tr> <tr> <td>12月期</td><td>1.25</td><td>1.175</td><td>2.425</td><td>1.275</td><td>1.20</td><td>2.475</td><td>1.2625</td><td>1.1875</td><td>2.45</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2.50</td><td>2.35</td><td>4.85</td><td>2.525</td><td>2.375</td><td>4.90</td><td>2.525</td><td>2.375</td><td>4.90</td></tr> </tbody> </table> <p>管理職員の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">現行</th> <th colspan="3">第1条による改正 (令和7年度の支給月数)</th> <th colspan="3">第2条による改正 (令和8年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td><td>1.075</td><td>1.35</td><td>2.425</td><td>1.075</td><td>1.35</td><td>2.425</td><td>1.0875</td><td>1.3625</td><td>2.45</td></tr> <tr> <td>12月期</td><td>1.075</td><td>1.35</td><td>2.425</td><td>1.10</td><td>1.375</td><td>2.475</td><td>1.0875</td><td>1.3625</td><td>2.45</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2.15</td><td>2.70</td><td>4.85</td><td>2.175</td><td>2.725</td><td>4.90</td><td>2.175</td><td>2.725</td><td>4.90</td></tr> </tbody> </table> <p>定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員を含む。）の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">現行</th> <th colspan="3">第1条による改正 (令和7年度の支給月数)</th> <th colspan="3">第2条による改正 (令和8年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td><td>0.70</td><td>0.575</td><td>1.275</td><td>0.70</td><td>0.575</td><td>1.275</td><td>0.7125</td><td>0.5875</td><td>1.30</td></tr> <tr> <td>12月期</td><td>0.70</td><td>0.575</td><td>1.275</td><td>0.725</td><td>0.60</td><td>1.325</td><td>0.7125</td><td>0.5875</td><td>1.30</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1.40</td><td>1.15</td><td>2.55</td><td>1.425</td><td>1.175</td><td>2.60</td><td>1.425</td><td>1.175</td><td>2.60</td></tr> </tbody> </table> <p>定年前再任用短時間勤務管理職員（暫定再任用管理職員を含む。）の支給月数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">現行</th> <th colspan="3">第1条による改正 (令和7年度の支給月数)</th> <th colspan="3">第2条による改正 (令和8年度の支給月数)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td><td>0.6125</td><td>0.6625</td><td>1.275</td><td>0.6125</td><td>0.6625</td><td>1.275</td><td>0.625</td><td>0.675</td><td>1.30</td></tr> <tr> <td>12月期</td><td>0.6125</td><td>0.6625</td><td>1.275</td><td>0.6375</td><td>0.6875</td><td>1.325</td><td>0.625</td><td>0.675</td><td>1.30</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>1.225</td><td>1.325</td><td>2.55</td><td>1.25</td><td>1.35</td><td>2.60</td><td>1.25</td><td>1.35</td><td>2.60</td></tr> </tbody> </table>	現行				第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)			区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	1.25	1.175	2.425	1.25	1.175	2.425	1.2625	1.1875	2.45	12月期	1.25	1.175	2.425	1.275	1.20	2.475	1.2625	1.1875	2.45	合計	2.50	2.35	4.85	2.525	2.375	4.90	2.525	2.375	4.90	現行				第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)			区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	1.075	1.35	2.425	1.075	1.35	2.425	1.0875	1.3625	2.45	12月期	1.075	1.35	2.425	1.10	1.375	2.475	1.0875	1.3625	2.45	合計	2.15	2.70	4.85	2.175	2.725	4.90	2.175	2.725	4.90	現行				第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)			区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	0.70	0.575	1.275	0.70	0.575	1.275	0.7125	0.5875	1.30	12月期	0.70	0.575	1.275	0.725	0.60	1.325	0.7125	0.5875	1.30	合計	1.40	1.15	2.55	1.425	1.175	2.60	1.425	1.175	2.60	現行				第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)			区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	6月期	0.6125	0.6625	1.275	0.6125	0.6625	1.275	0.625	0.675	1.30	12月期	0.6125	0.6625	1.275	0.6375	0.6875	1.325	0.625	0.675	1.30	合計	1.225	1.325	2.55	1.25	1.35	2.60	1.25	1.35	2.60
現行				第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)																																																																																																																																																																																																		
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																																																																
6月期	1.25	1.175	2.425	1.25	1.175	2.425	1.2625	1.1875	2.45																																																																																																																																																																																																
12月期	1.25	1.175	2.425	1.275	1.20	2.475	1.2625	1.1875	2.45																																																																																																																																																																																																
合計	2.50	2.35	4.85	2.525	2.375	4.90	2.525	2.375	4.90																																																																																																																																																																																																
現行				第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)																																																																																																																																																																																																		
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																																																																
6月期	1.075	1.35	2.425	1.075	1.35	2.425	1.0875	1.3625	2.45																																																																																																																																																																																																
12月期	1.075	1.35	2.425	1.10	1.375	2.475	1.0875	1.3625	2.45																																																																																																																																																																																																
合計	2.15	2.70	4.85	2.175	2.725	4.90	2.175	2.725	4.90																																																																																																																																																																																																
現行				第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)																																																																																																																																																																																																		
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																																																																
6月期	0.70	0.575	1.275	0.70	0.575	1.275	0.7125	0.5875	1.30																																																																																																																																																																																																
12月期	0.70	0.575	1.275	0.725	0.60	1.325	0.7125	0.5875	1.30																																																																																																																																																																																																
合計	1.40	1.15	2.55	1.425	1.175	2.60	1.425	1.175	2.60																																																																																																																																																																																																
現行				第1条による改正 (令和7年度の支給月数)			第2条による改正 (令和8年度の支給月数)																																																																																																																																																																																																		
区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計																																																																																																																																																																																																
6月期	0.6125	0.6625	1.275	0.6125	0.6625	1.275	0.625	0.675	1.30																																																																																																																																																																																																
12月期	0.6125	0.6625	1.275	0.6375	0.6875	1.325	0.625	0.675	1.30																																																																																																																																																																																																
合計	1.225	1.325	2.55	1.25	1.35	2.60	1.25	1.35	2.60																																																																																																																																																																																																
施行期日等	<p>1 第1条による給料表並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は令和7年1月1日から施行し、改正後の給料表に係る規定は同年4月1日から、期末手当及び勤勉手当に係る規定は同年12月1日から適用する。</p> <p>2 第2条による期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>3 給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整を行うこととする。</p>																																																																																																																																																																																																								